

仕事と育児・介護等の両立を支援する制度には次のようなものがあります。(一部の制度については、平成22年6月30日に施行)

	両立支援策	利用対象		制度の概要等	
		男性職員	女性職員		
育児休業等	育児休業	○	○	(概要)(期間) 子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 子が3歳に達するまで	
	育児短時間勤務	○	○	(概要)(期間)(その他) 子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまで 勤務時間は週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択	
	育児時間	○	○	(概要)(期間)(その他) 子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまで 1日2時間まで取得可能(30分単位)	
休暇制度	産前休暇		○	(概要)(期間) 6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで	
	産後休暇		○	(概要)(期間)(その他) 出産した女性職員に与えられる休暇 出産の翌日から8週間 産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能	
	保育時間	○	○	(概要)(期間)(その他) 生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 子が1歳に達するまで 1日2回それぞれ30分以内	
	配偶者出産休暇	○		(概要)(期間) 妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 2日	
	育児参加のための休暇	○		(概要)(期間) 妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 5日	
	子の看護休暇	○	○	(概要)(期間) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	
	短期介護休暇 (H22.6.30~新設)	○	○	(概要)(期間) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられる休暇 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)	
	介護休暇	○	○	(概要)(期間)(その他) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇 介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する6月以内の期間 1日又は1時間の単位で取得可能(1時間を単位とする場合は1日4時間まで)	
	その他	早出遅出勤務	○	○	(概要)(期間) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・放課後児童クラブに通う小学校に就学している子を 迎えに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻 を変更して勤務することを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブに通う間又は介護 を必要とする間
		深夜勤務の制限	○	○	(概要)(期間) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務 (超過勤務、宿日直勤務を含む。)を制限する制度 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
超過勤務の免除 (H22.6.30~新設)		○	○	(概要)(期間) 3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 子が3歳に達するまで	
超過勤務の制限		○	○	(概要)(期間) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を 月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間	
女性職員に対する措置	深夜勤務及び 時間外勤務の制限		○	(概要)(期間) 妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度 妊産婦である期間	
	健康診査及び保健指導の ための職務専念義務免除		○	(概要)(期間) 妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 妊産婦である期間	
	業務軽減等		○	(概要)(期間) 妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の軽易な業務に就かせることを認める制度 妊産婦である期間	
	通勤緩和		○	(概要)(期間)(その他) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認め られるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 妊娠中の期間 1日を通じて1時間を超えない範囲	
休息、補食のための 職務専念義務免除		○	(概要)(期間) 妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しない ことを認める制度 妊娠中の期間		

人事院のHP <http://www.jinji.go.jp> もご覧ください。また、電話によるお問い合わせも受け付けています。

- | | | | |
|-------------------------------|------------------|----------------|------------------|
| ◇人事院職員福祉局職員福祉課
【人事院各地方事務局】 | TEL 03-3581-5336 | ◇中国事務局第一課公平勤務係 | TEL 082-228-1182 |
| ◇北海道事務局第一課公平勤務係 | TEL 011-241-1249 | ◇四国事務局第一課公平勤務係 | TEL 087-831-4869 |
| ◇東北事務局第一課公平勤務係 | TEL 022-221-2002 | ◇九州事務局第一課公平勤務係 | TEL 092-431-7732 |
| ◇関東事務局第一課公平勤務係 | TEL 048-740-2005 | ◇沖縄事務局総務課 | TEL 098-834-8400 |
| ◇中部事務局第一課公平勤務係 | TEL 052-961-6839 | | |
| ◇近畿事務局第一課公平勤務係 | TEL 06-4796-2181 | | |

新パパとママの行動計画

(2010年版)



この「新パパとママの行動計画」は、パパやママが活用できる両立支援制度について分かりやすく制度をご紹介します。パパやママの仕事と育児の両立のための道しるべとしてご利用いただければ幸いです。

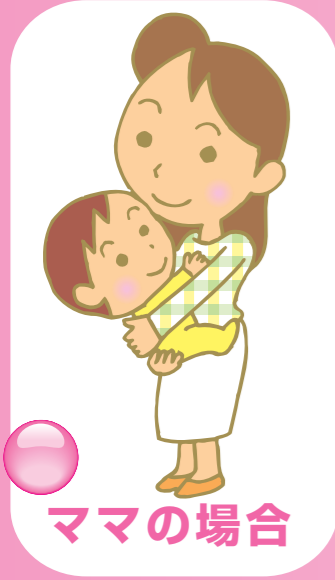
平成22年6月30日より制度が変わりました!

- ◎配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児休業等の取得ができるようになりました。
(配偶者が専業主婦(夫)である場合や、育児休業を取得中の場合でも、職員は育児休業等を取得できます。)
- ◎配偶者の出産後8週間以内の期間内に男性職員が育児休業を取得した場合には、特別の事情がなくても、再び育児休業が取得できるようになりました。
- ◎子の看護休暇制度の日数と取得要件を拡充しました。

仕事と育児の両立のためのパパとママの行動計画のメニュー一覧

女性 … 制度の利用可能期間
男性 … 制度の利用可能期間

※各制度の概要は裏面に説明があります。



ママの場合

- 深夜勤務及び時間外勤務の制限
- 健康診査等のための職務専念義務免除
- 業務軽減等
- 休息、補食のための職務専念義務免除
- 通勤緩和

出産前の深夜勤務及び時間外勤務の制限等の制度は、女性が妊娠中、母性保護のために利用できる制度です。

産前休暇 産後休暇

～子の看護休暇を拡充しました～
(平成22年6月30日施行)

子の看護休暇は、疾病等にかかった子を見守る以外にも、子に予防接種や健康診断を受けさせるためにも取得できるようになりました。

また、休暇の取得可能日数についても、養育する小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になりました。

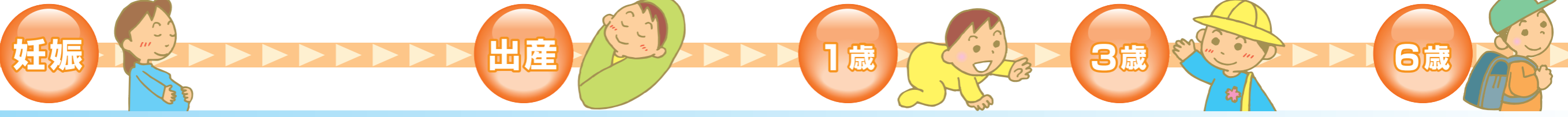
保育時間

- 育児休業
- 育児短時間勤務
- 育児時間
- 早出遅出勤務
- 深夜勤務、超過勤務の制限及び超過勤務の免除
- 深夜勤務及び超過勤務の制限
- 子の看護休暇

～超過勤務を免除する制度の新設～
(平成22年6月30日施行)

3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度を新設しました。

早出遅出勤務は、小学校入学後も放課後児童クラブに通う子を迎えに行く場合に利用できます。



パパの場合

～育児休業等の配偶者要件の廃止等～
(平成22年6月30日施行)

育児休業、育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務、超過勤務の制限等について、配偶者の就業等の状況にかかわらず、取得できることとなりました。

また、妻の出産の日から57日間までの間に、夫が育児休業を取得する場合は、特別の事情がなくても、再び育児休業を取得することが可能となりました。

配偶者出産休暇

育児参加のための休暇

保育時間

育児休業

育児短時間勤務

育児時間

早出遅出勤務

深夜勤務、超過勤務の制限及び超過勤務の免除

深夜勤務及び超過勤務の制限

子の看護休暇

こんなに制度があるなんて知らなかったな～

配偶者出産休暇、育児参加休暇及び子の看護休暇は、時間単位での取得が可能です。

また、既に小学校就学前の子がいる場合には、妻(専業主婦でも可)の産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)からその子の養育のため、育児参加のための休暇が取得できます。

育児休業期間中は無給ですが、その間、次の支援措置を受けることができます。

- ① 子が1歳になるまで「育児休業手当金」の支給※
- ② 共済掛金の免除

※ 入所を申し込んでいた保育園に入所できなかった等の財務省令に定める場合には、1歳6ヶ月まで支給されます。

～育児休業手当金の延長について～
(平成22年6月30日施行)

夫婦ともに育児休業を取得した場合は、子が1歳2ヶ月になるまで育児休業手当金が支給されることになりました。(支給はそれぞれ最大1年間)

パパとママの働き方の選択肢が広がるね!

各制度の組み合わせ次第で、次のような利用も可能です。

- 1 仕事に円滑に復帰するため、徐々に勤務時間を増やしたい。
- ① 育児休業 / 育児短時間勤務
 - ② 育児休業 / 育児時間
- 2 夫婦で協力して子育てしたい。
- ③ 育児休業 (女性) / 育児休業 (男性) / 育児休業※ (女性) / 育児休業※ (男性)
 - ④ 産後休暇 / 育児休業
 - ⑤ 産後休暇 / 育児休業 / 勤務 / 育児休業 / 勤務(3ヶ月以上) / 育児休業※

※育児休業等計画書を提出して、育児休業取得後3ヶ月以上経過すると再度の育児休業が取得できます。